

別表

職業訓練指導員講習(48時間講習)受講資格一覧表

○証明する書類のコピーで可

●証明する書類の原本が必要

区分	No.	受講資格に関する要件	必要となる実務経験	申請時に受講申込書に添付が必要となる書類						根拠法令
				技能検定合格 証書(写) (A4に縮小 コピーしたも の)	卒業又は修了 証書(写) (A4に縮小 コピーしたも の)	技能照査合格 証書(写) (A4に縮小 コピーしたも の)	履修科目の 証明書 (原本)	履歴書 (原本) -指定様式	実務経験 証明書 (原本) -指定様式	
検定合格	1	一級・単一等級(電子回路接続・バルコニー施工を除く)技能検定合格者〔但し、検定職種に対応する免許科があるものに限る〕	—	○						施行規則第39条1号
高校・ 大学・ 高専・ 短大・ 高大	2	大学(短期大学は除く)において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年		○		●	●	●	規則附則第9条1号
	3	短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	4年		○		●	●	●	規則附則第9条2号
	4	高等学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	7年		○		●	●	●	告示第38号6号
訓練施設	5	免許職種に相当する応用課程の高度職業訓練に係る訓練科に関し技能照査に合格した者	1年			○		●	●	規則附則第9条2号の2
	6	免許職種に相当する専門課程の高度職業訓練(改正前の専門課程および専門訓練課程の養成訓練を含む)に係る訓練科に関し技能照査に合格した者	3年			○		●	●	規則附則第9条2号の3
	7	専門課程の高度職業訓練(養成訓練)を修了した者	4年		○			●	●	告示第38号1号
	8	普通課程の普通職業訓練(養成訓練)において技能照査に合格した者	6年			○		●	●	告示第38号1号の2
	9	普通課程の普通職業訓練(養成訓練)を修了した者	7年		○			●	●	告示第38号1号の3
	10	短期課程の普通職業訓練(700時間以上)を修了した者または職業転換課程の能力再開発訓練(800時間以上)を修了した者	10年		○			●	●	告示第38号2号
特例	11	厚生労働省職業能力開発局長が認めた者	申請を希望される場合は事前にご連絡下さい。						告示第38号14号	

※上記以外の要件(外国の学校を卒業・旧法の職業訓練を修了)の場合はお尋ね下さい。